

五條市立西吉野農業高等学校 警報発令時の措置について

1 「大雨」「洪水」「暴風」等の気象警報が「五條市北部」に発表されている場合

※五條市北部とは、五條市の大塔町を除く地域です

- ① 午前6時に警報が発表されている場合は臨時休校（家庭学習）とします。
(後刻、警報が解除されてもその日は、臨時休校（家庭学習）となります。)
 - ② 登校途中で警報が発表されたことを知った場合は、その時の自己判断により、帰宅するか登校するか安全な方法をとってください。登校・帰宅のどちらも不可能な場合は、安全な場所で待機し危険が去るのを待ってください。
 - ③ 学校において授業中警報が発表された場合は、校長が状況判断の上、帰宅するまで危険がないと予想されるときは、注意を与えて、即刻帰宅させます。ただし、遠隔地通学生徒等で帰宅するまでに危険が予想されるときは、職員の指導のもとで危険が去るまで学校で待機させます。なお、「注意報」発表下においては、十分安全を確認して登校してください。
 - ④ 「大雨」「洪水」「暴風」等の気象警報が「五條市北部」に発表されていないが、「自分の居住市町村」に発表されている場合は、欠席・遅刻扱いしません。

2 各細分区域内の市町村

県	一次細分 区 域	二次細分 区 域	市 町 村
奈 良 県	北部	北西部	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市
			生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）、磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）、高市郡（高取町、明日香村）、北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）
		北東部	宇陀市、山辺郡（山添村）
		五條・ 北部吉野	五條市北部（五條市の大塔町を除く地域） 吉野郡（吉野町、大淀町、下市町）
	南部	南東部	宇陀郡（曾爾村、御杖村）、吉野郡（黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）
		南西部	五條市南部（大塔町に限る） 吉野郡（野迫川村、十津川村）

